

# 市有地の売却要領

令和3年8月10日（火）から中間市が行う随意契約による市有地の購入を希望される方は、次の各事項をよくお読みのうえ、お申込みください。

## 1. 売却物件、売却価格

売却する物件と売却価格は次のとおりです。

物件番号	所在、地番	登記地目	地積(m <sup>2</sup> )	売却価格(円)
1	遠賀町大字尾崎字馬場久保 417番6	山林	2515	10,400,000

〔注意〕

原則として物件にかかわる土壌調査、地盤調査、埋蔵文化財以外の地下埋設物調査などは行っておりません。

申込みを希望される方はあらかじめ物件の物件調書や、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行った上で申込みをしてください。なお、現状有姿による引渡しとなりますので、必ず現地を確認してください。

## 2. 売却申込

- (1) 受付期間 令和3年8月10日（火）から（土・日・祝日を除く）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 受付場所 福岡県中間市中間一丁目1番1号 中間市役所 別館1階 上水道課施設係
- (4) 提出書類

### ①市有地売却応募申請書

※2名以上の共有による申し込みの場合は、「共有名義申請書」を併せて提出してください。

### ②誓約書

### ③印鑑登録証明書（3ヶ月以内に発行のもの）

### ④納税証明書（滞納のない証明（3ヶ月以内に発行のもの））

### ⑤（個人の場合）住民票

### ⑥（法人の場合）履歴事項全部証明書

### ⑦役員名簿

※提出された書類はお返しできませんので、ご了承ください。

注) 役員等とは・・・「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

### 3. 申込資格

次の事項に該当する者は、申し込みできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 個人又は法人の役員等（注）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者。また、個人又は法人の役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (4) 次のいずれかに該当する者
  - (ア) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - (イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (5) 前記(2)～(4)に該当する者の依頼を受けて申し込みをしようとする者
- (6) 市税等の納入に滞りがある者
- (7) 法人税または消費税（地方消費税を含む）の滞納がある者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属している者、これらの者と取引のある者の依頼を受けて申し込みをしようとする者

注) 役員等とは・・・「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

#### ～【地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）から抜粋】～

（一般競争入札の参加者の資格）

第六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、

若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

～【暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）から抜粋】～

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

～【無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）から抜粋】～

（観察処分）

第五条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当し、その活動状況を継続して明らかにする必要があると認められる場合には、当該団体に対し、三年を超えない期間を定めて、公安調査庁長官の観察に付する処分を行うことができる。

- 一 当該無差別大量殺人行為の首謀者が当該団体の活動に影響力を有していること。
- 二 当該無差別大量殺人行為に関与した者の全部又は一部が当該団体の役職員又は構成員であること。
- 三 当該無差別大量殺人行為が行われた時に当該団体の役員（団体の意思決定に関与し得る者であつて、当該団体の事務に従事するものをいう。以下同じ。）であつた者の全部又は一部が当該団体の役員であること。
- 四 当該団体が殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領を保持していること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、当該団体に無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があると認めるに足りる事実があること。

#### 4. 土地利用条件

物件調書記載のとおり

## 5. 契約の締結

- (1) 申し込み受付後、上水道課で申込者の資格審査を行い、売却の可否について通知します。
- (2) 売却可能な場合申込者は中間市からの売却決定通知から14日以内に別紙様式の契約書により売買契約を締結してください。
- (3) 上記(2)の期限までに売買契約を締結しない場合、申し込みは無効になります。
- (4) 契約書に貼付する収入印紙(契約金額に応じた額)は申込者の負担となります。

## 6. 契約保証金

- (1) 契約保証金は、売却価格の100分の10以上となります。
- (2) 中間市が発行する「契約保証金納入通知書」により、契約締結と同時に指定の金融機関に納入してください。
- (3) 納入後の契約保証金は売買代金に全額充当します。

## 7. 売買代金の残金の支払期限

- (1) 売買代金の残金  
売買代金の残金は、売却価格から事前に納付した契約保証金を差し引いた金額になります。
- (2) 納入期限  
売買代金の残金の支払期限は、土地売買契約の締結日から50日以内となります。  
契約者が納入期限までに売買代金を納入しない場合は、契約を解除することとし、契約保証金は市に帰属します。

## 8. 所有権移転登記

- (1) 売買代金が完納されたことを確認した後、中間市が所有権移転登記を行います。
- (2) 登録免許税は落札者の負担となります。

## 9. 用途の制限

公法上の規則のほか、公売物件を下記の用途に供することはできません。また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはなりません。

この条件に違反した場合には、売買代金の30パーセントの金額を違約金として中間市に支払わなければなりません。

- (1) 売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団の事務所又はこれに類するものの用途
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途

## 10. その他の注意事項

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままとします。
- (2) 申込者は、この要領に記載された事項について熟知しておいてください。
- (3) 売買物件を利用するにあたっては公序良俗に反することなく、また建物建築や開発行為にあたっては、建築基準法等および関係地方公共団体の条例等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。
- (4) この要領に定めのない事項については、地方自治法、同法施行令、中間市財務規則、同契約事務規則の定めるところによって処理します。

※物件に関するお問い合わせ、事務手続きの担当課は次のとおりです。

担当課・所在地・電話番号

中間市 環境上下水道部 上水道課 施設係（別館 1 階）

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目 1 番 1 号

電話番号 093-246-6263（直通）

F A X 093-245-0542

E-mail [jousuidou@city.nakama.lg.jp](mailto:jousuidou@city.nakama.lg.jp)

令和 3 年 8 月作成

主管：上水道課施設係